

(趣旨)

第1条 この要綱は、ハノイ日本人学校（以下「学校」という。）におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

第2条 学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童、生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童、生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進及び総合学習の視点からの教育の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 情報発信及び受信 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。
- (2) 情報検索及び収集学習に関連する情報を検索、収集したり、関連する質問を送り、回答を得る。
- (3) 教材作成授業で活用できる画像データや文書データを収集し、加工をし、教材作りに活用する。
- (4) 国内及び国際交流 電子メールにより、国内外の都市及び学校等との交流を行う。

(インターネット利用手続き)

第4条 校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネットの利用に関する校内運用基準（以下「運用基準」という）を定め、インターネット取扱責任者を置くものとする。

(ホームページ等による情報の発信)

第5条 インターネットを利用した学校の情報発信は、学校の公称名称を使用し、学校が指定したインターネットサービスプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する企業）等のサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行うものとする。

- 1 校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本要綱及び運用基準に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。
- 2 学校のホームページには、本要綱及び運用基準を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。
- 3 学校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

第6条 インターネットを利用した児童、生徒及び関係者の個人情報の発信は、校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。

- 1 児童、生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人並びに保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。
- 2 学校のホームページに発信した個人情報について、本人又は保護者から、訂正及び削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 3 インターネットで発信する児童、生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 氏名は原則として使わない。ただし、教育上必要がある場合には、イニシャルを使うことも可とする。
 - (2) 児童、生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。
 - (3) 住所、電話番号、生年月日、特技及びその他の個人情報これらは発信しないものとする。

(教師による指導の徹底)

第7条 教師は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童、生徒が正しく理解できるように努めるものとする。

- 1 児童、生徒が発信する情報は、原則として、教師の確認を経て発信することとする。
- 2 教師は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(個人情報及びデータ等の保護)

第8条 校長は、次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。

- (1) インターネットに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。
 - (2) インターネットの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正侵入を遮断する対策を講じる。
 - (3) インターネットに接続するコンピュータを他の用途に利用するときは、個人情報を含むデータは、USB等の外部記憶装置により管理することとし、コンピュータ内部の記憶装置には蓄えない。
 - (4) コンピュータウイルス(コンピュータシステムの動作を妨害する目的でつくられたプログラム)の発見、駆除及び予防に努める。
- 2 校長は、コンピュータシステム又はデータの改ざん等の異常が認められたときは、直ちにインターネットの利用を中止し、原因を解明するよう指示しなければならない。

(インターネット運用基準の見直し)

第9条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この要綱に規定した事項の見直しの必要が生じたときは、ハノイ日本人学校情報担当で検討し、管理職の指導をうけて、基準の見直しを行うものとする。

付則 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。